

発行日：令和3年5月25日

発行元：高浜税務会計事務所

Tel 029-839-4545

Fax 029-839-4546

E-mail:[info@takazei.jp](mailto:info@takazei.jp)

URL:<http://www.takazei.jp>

今年、『新型コロナウイルス』により、茨城県では住んでいる市町村によっては『感染拡大市町村』に指定されて、『外出自粛』になっていて、やっている事業によってはかなり影響を受けている方もいると思います。そんな中で、『詐欺まがい』なものもあります。そのようなことにならないためにも、是非『正しい』情報を手に入れてください。今月は『固定資産税・自動車税』の『納税通知書』の見方と『銀行の窓口があるところ』を中心に説明します。そして、この『困難』を是非皆さんの力で乗り切って、来年の今頃には『笑顔』で迎えられるように頑張りましょう！！

## 1. 固定資産税・自動車税について

### (1) 固定資産税

① 誰に対してかかるもの？

→ その年の1月1日現在の所有者に対して課税 → 増築した場合についても同様

② いくらかかるの？ → 市町村によっては様々ですが、固定資産税課税標準額の1.4%～1.7%

③ いつ払うの？ → 4月・7月・10月・1月の年4回（市町村によって異なります。）

④ 売却・滅失をしたときはどうするの？ → 市町村役場の『税務課（市町村によっては『資産税課』）に連絡

⑤ 令和3年分の『納税通知書』の中にある『課税明細書』の内容が異なっているときは？

→ 市町村役場の『固定資産評価審査委員会』に対して、3ヶ月以内に『異議申立て』が出来ます。

### (2) 自動車税

① 誰に対してかかるもの？

→ その年の4月1日現在の所有者に対して課税（4月2日に購入すれば、翌年から課税されます。）

② どこに支払うの？

- 1) 軽自動車以外 → 都道府県税事務所
- 2) 軽自動車 → 市町村役場
- ③ いつまでに支払うの? → 5月31日まで
- ④ 納付書をなくした時にはどうすればいいの? → 県税事務所もしくは市役所に行けば、支払うことが可能です。
- ⑤ 車検に『納税証明書』が必要ですが、県税事務所もしくは市役所で取らなければいけないの?  
→ 『納税通知書』の隣に『納税証明書』があるので、わざわざ行かなくても大丈夫です。

## 2. 税金等を銀行の窓口で支払う業務ができる支店について

今年の『所得税』と『消費税』の確定申告、そして2月・3月決算の『法人税』・『消費税』・『県民税』・『事業税』及び『市町村民税』の納付をする際に『銀行』もしくは『郵便局』に行って納めるとしています。その時に『今まで行っていた支店では、窓口業務をやっていないために納付が出来ない。どこに行けばいいの?』という声があったので、ここに一覧にします。

### (1)常陽銀行

#### ① つくば市

- 1) 谷田部支店           つくば市台町2-1-20
- 2) 研究学園都市支店   つくば市研究学園4-4-2
- 3) 大穂支店           つくば市大曾根3095-1

※つくば並木支店(つくば市梅園2-7-3)は、9月13日以降は窓口での支払いはできません。

※ATMのみの支店

豊里支店(つくば市酒丸255-3)・荃崎支店(つくば市小荃300-1)・筑波支店(つくば市北条92)など

#### ② 土浦市・かすみがうら市

- 1) 土浦支店   土浦市中央2-16-9
- 2) 神立支店   かすみがうら市稲吉2-11-28

※高津支店(土浦市中高津3-5-5)は、9月6日以降は窓口での支払いはできません。

※新治支店(さんあびおの横)・桜町支店・土浦駅前支店は既に窓口での支払いが出来ません。

#### ③ 石岡市

- 1) 石岡支店           石岡市国府3-3-18
- 2) 石岡市役所出張所   石岡市石岡1-1-1   石岡市役所内

※柿岡支店（石岡市柿岡1917）は窓口での支払いが出来ません。

④ つくばみらい市

1)伊奈支店 つくばみらい市谷井田2215-2 → 6月21日以降は窓口での支払いはできません。

2)みらい平支店 つくばみらい市陽光台1-13-2 → 9月6日以降は窓口での支払いが出来ません。

(2)筑波銀行 → すでに統廃合しているため、今ある銀行で窓口での支払いが出来ていれば、代わりがありません。

※ただし、支店によっては『お昼休み』がある支店がありますので、11時～13時の間に行くときは、ホームページもしくは各支店にお問い合わせしてから行った方が間違いありません。

3. 今月の納付は？

(1) 共通して納付するもの

① 市町村民税（特別徴収をしている事業所）：4月分を5月10日（月）までに市町村役場へ

② 源泉税：税務署へ5月110（月）まで（半年納付を選択している事業所は除く）

③ 自動車税・軽自動車税：県税事務所（軽自動車税は市町村役場）へ5月31日（月）までに納付

(2) 法人

① 3月決算の法人（確定申告）

1)法人税・消費税：税務署へ5月31日（月）までに

2)事業税・県民税：県税事務所へ5月31日（月）までに

3)市民税：市町村役場へ5月31日（月）までに

② 9月決算法人（予定納税）：前年の年税額の半分を5月31日（月）までに納付

(3) 個人事業主（振替納税の場合） → 前日までに残高を確認して下さい。

① 所得税 : 5月31日（月）

② 消費税 : 5月24日（月）

※新聞に記載した内容について分からないことがありましたら、遠慮せずに電話・FAX・メールください。